

会 議 録

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 会議名          | 平成31年度 第1回 小金井市学童保育所運営協議会   |   |
| 事務局<br>(担当課) | 児童青少年課  |   |
| 開催日時         | 平成31年4月23日(火) 19時05分～21時40分   |   |
| 開催場所         | 市役所第二庁舎 801 会議室   |   |
| 出席者          | 委員  | 鈴木委員長、津田副委員長、大澤委員、鈴木委員、中山委員、仙澤委員、長尾委員、小林委員、岸委員、岩野委員、上坂委員、矢野委員、中島委員、坂根委員 |
|              | 事務局   | 山田学童保育係長  |
| 会議次第         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の伝達</li> <li>3 副委員長の選出</li> <li>4 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学童保育の保育内容について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>5 閉会</li> </ol>   |   |
| 配布資料         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 31-01】平成31年度予算編成にあたっての要望について（回答）</li> <li>・【資料 31-02】平成31年度学童保育所入所児童数及び職員体制</li> <li>・【資料 31-03】平成31年度学童保育所運営状況及び支援体制</li> <li>・【参考】小金井市学童保育所運営協議会設置要領</li> </ul>   |   |
| 議事           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども家庭部長の挨拶</li> <li>(2) 委員及び事務局担当職員の自己紹介</li> </ol> </li> <li>2 委嘱状の伝達</li> <li>3 副委員長の選出<br/>             小金井市学童保育所運営協議会設置要領第5条第2項の確認<br/>             委員長：鈴木児童青少年課長とする。<br/>             副委員長：津田委員の立候補があり、他委員の承認を得て決定。           </li> <li>4 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学童保育の保育内容について                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「平成31年度予算編成にあたっての要望について<br/>事務局より「【資料 31-01】平成31年度予算編成にあたっての要望に</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> |   |

について（回答）」について説明。

**【共通要望事項】**

（学）放課後子ども教室との連携に係る部分の記載が昨年回答とほとんど同じ内容となっている。学童保育所と連携する上でどういったことが課題で、現在どのように進捗しているのか。

（市）放課後子ども教室は、昨年度本町小、東小、前原小、第三小学校の4校で放課後子ども総合プラン協議会を設置し、教育委員会生涯学習部生涯学習課が事務局となって、学校関係者、学童関係者、コーディネーター、行政担当者が集まり、現状の把握などを行っている。今年度については、残りの5校についても同様の協議会を立ち上げることが決まっており、全9小学校区で実施する予定である。今年度も引続き、課題等を共有し、協力できる点は協力し、また改善することがあれば改善していく予定である。昨年度実施した4小学校区の協議会を通じて行政側として課題と感じるのは、余裕教室、図書室等の貸出状況が学校ごとに違っていること、また、市民に貸出している体育館や校庭の利用方法も違っているなど、画一的に実施方法を決めていくことの限界も感じているところである。今年度は、本町小学校区で10月より週5日の放課後子ども教室の実施が試行される予定であるが、これに至ったのも協議会を行った成果の一つといえると思う。この協議会における議題については、引き続き協議しているところであるが、今年度は踏み込んだ検討・協議ということも一定考えていかなければと思っている。

（市）本市の場合、ボランティアに謝礼を支払って運営してきたという過去からの経過があり、他自治体のように、放課後子ども教室自体を委託するというような方針になりづらいと考えている。今後もボランティアによる運営堅持しつつ、どのように協力して事業を運営するかだと考えている。また、場所の問題も大きく、教室をどのくらい借りることができるのか、また、夏休み期間中や雨の日はどうするのかなど課題も山積している。さらに、日数を増やしてほしいとの要望に対して、ボランティアが集まらないことにより日数を増やせないなどの課題もあると承知している。

（学）学童保育所と放課後子ども教室の更なる連携とは具体的にどのようなことをさしているのか。

（市）昨年、新・放課後子ども総合プランというものが出された。その中では、放課後子ども教室と学童の共通プログラムを組んで、一緒に放課後の居場所を作る趣旨が書かれ、さらに、放課後事業について学童の受け皿になるような内容と理解している。

（学）現在学童に通っている児童が放課後子ども教室に通うことができる

ようにする方向性と学童には通わずに放課後子ども教室だけでニーズを充足する方法の2つが想定されるように思う。方向性としては大きく違うように思うが、市はどちらを想定しているのか。

(市) そもそも学童保育所は専用施設の中で保育をしていくものであって、放課後子ども教室は全体の放課後の事業として放課後の居場所を充実させようというものである。もちろん放課後子ども教室が充実したことによって副次的に学童の利用をやめる児童がいるかもしれないが、基本的には別のものとして、学童は学童で施設を増やし、放課後子ども教室に参加できる体制を作っていくというのが本市の基本的な考えである。23区の一部自治体で実施している両事業を1つの事業として運営するような手法は考えておらず、お互いの事業をそれぞれ充実させていくのが本市の基本的な方針である。

(学) 今後、放課後子ども教室との連携について何か進展があれば、お知らせいただけるという理解でよろしいか

(市) 問題ない。放課後子ども総合プラン協議会については市の要綱で会議について定めている。次回会議でその要綱についてはお示ししたい。

(学) 委託施設における安定的な雇用のための処遇のあり方については、現在まえはら学童保育所の運営を受託しているわらしこの会も職員確保では大変なご苦労があると聞くところである。市の認識としては、指導員賃金は現状低いとお考えか。

(市) 民間保育園に通う保育士を例にすれば、かなり賃金が上がってきている現状にある。保育士に採用されれば支度金のような制度もあり、さらに年数に応じてキャリアアップを名目とした補助金もある。また、住居費が補助される場合もある。住居費については、近年介護職についても認められつつあるが、学童については、現状住居費の補助メニューはない。キャリアアップを名目とした補助金はあるが、国が考える補助の仕組みが民設民営向けとなっていることから交付を受けるのは難しい。また、公設学童の運営委託という点からも、委託料という名目の金額を支払う以上、補助金を上乘せするのは制度上の課題も多く、現状では難しい状況。

(学) 基本的な質問をさせていただくが、あかね、みどり、まえはら学童保育所については、5年を経過するため事業者選定をするということが記載されているが、何か課題があって、事業者選定をしなければならないのか。

(市) 市の運営委託業務は一定期間で見直しを図っていくという考えがあり、その定められた見直し期間が5年ということで、今回事業者の再選定を行うものである。選考により、よい良い事業者を選ぶという考えで進め

させていただく。

**【個別要望事項】**

(学) 施設別の個別予算項目について、6学童しか記載がない。その理由なにか。

(市) 毎年度、項目ごとに予算化していくのが原則であるが、例外として少額の修繕については、毎年度一定額措置される予算の中から優先順位を付けて実施していく。今回はそのような少額の要望は無かった。各所、比較的予算規模が大きいものを要望いただいたが、それらについては予算化出来なかったため、回答文に記載がないというものである。要望内容に対して最大限努力した結果がこのようなものだったということをご理解をいただきたい。

(学) エアコンについては、業者の清掃等により冷暖房の利きが大きく改善したとの報告が昨年度の協議会でも議題あがったと思う。予算がない状況は理解するが、今後もエアコン清掃への対応については力を入れていただきたい。

(市) 部局としても状況は十分認識している。今後とも予算化に努力したい。

(学) エアコン交換予算がなされていない状況で、仮に突発的に故障等をした場合の対応はどのようなものか。

(市) 補正予算により予算化して対応する方法が第一に想定される。また、既存予算の範囲で予算を流用させる手法もある。また、災害等の突発的な事象に対応するため毎年一定額の予備費も存在する。保育園の前例では、昨年エアコンの故障に対して予備費で対応したケースもあった。事象の発生した時期、緊急性等を勘案して必要な対応をしていくということになる。

(学) 承知した。

(学) これらの要望は昨年9月に出されたということだが、年数回要望は出せるのか

(市) 例年10月から新年度の予算編成が始まることから、この時期に要望書の提出を受けているところだ。予算以外の各所個別の要望書の提出は随時のものと考えている。

(学) 予算要求上の所別のバランスなどは考慮されているのか。

(市) 予算要望の内容の重要度から判断し、その上で、各所のバランスも考慮して予算要求している。

(学) 例えば1学童から比較的高額な予算要望と比較的安価な予算要望を上げた時に、比較的安価な予算要望だけが聞き届けられて、高いものは予

算化されにくいのかと思っただが見解は。

(市) 予算要望については、学童保育所指導員からも聴取しており、基本的には、指導員自体が改善を要望している内容は重要性が高いと判断している。

## ② 平成31年度入所児童数及び職員体制について

事務局より「【資料31-02】平成31年度学童保育所入所児童数及び職員体制」について説明

(市) 職員に配置については、過去の経過もあるが、現在、市の運営基準の中で定められている職員配置を基に配置を行っている。直営の基本的な配置については、正規職員3名、非常勤嘱託職員2名、臨時職員1名の体制が基本である。それに対して、障害のある児童の人数に応じて、非常勤ないし臨時職員を一定の基準に基づき配置しているという状況である。委託所については、市職員配置の基準に準じた形で委託仕様書に具体的に定めた人数を配置している状況である。直営同様、基本人数に対して、超過20人当たり1名の加配をしている。また、障がい児1名に対して、1名加配という状況である。

(学) たまむし学童については、例年よりも30名程度入所児童数が増加して、1年生についてはほぼ倍の人数が入所した状況である。たまむしの人数増加に対しての職員配置は適正になされているという理解でいいのか。

(市) 児童数と障害のある児童数に応じて配置されており、人数増加した分を含め市の基準に対して過不足なく職員を配置した状態で運営はスタートできている。

(学) 直営の職員配置について聞きたい。非常勤、臨時職員等の非正規職員が人数ベースで多くいる状況の中で、正規職員は異動、非正規職員は雇用更新の可否等により多くの指導員が入れ替わる可能性がある状況と認識している。直営については、市が直接雇用契約していると思うが、非正規職員の定着という観点について、市の考えは。

(市) 臨時職員、非常勤職員ともに受入児童数及び障害のある児童数に応じて各所の職員配置人数が決定され、必要な所に必要な人数を配置する。結果、職員が異動するというのも当然ある。非常勤については、職員人数以外の運営上のバランスも考慮して、職員を入れ替える場合もあることは理解をいただきたい。臨時職員については、1年更新ということもあり、原則所の異動はさせないようにしたいと考えているが、必要な所に必要な人数を配置するという原則から、異動を了承いただいた上で、当該年度の

雇用をしているケースもある。

(市) 非常勤については、基本的に継続する傾向があるが、今年度は大規模化の進展もあり、臨時職員が多くなった。令和2年度からは会計年度任用職員という新しい制度の中で、非正規指導員の処遇をしていくことになる。現在具体的な雇用形態については検討を進めているところであるが、現状臨時職員については、扶養の範囲内であるとか、日数についても細かい条件提示をされる中で条件のあう方を採用している実情もあり、今後も人材確保という点においては、課題が多いと認識している。職員の入れ替わりについては、ご意見として承るが、必要な職員人数を配置しているという点をご理解いただきたい。

(学) 委託の職員体制をみると、直営所に比べて人数が少ないように思う。これは、直営非常勤、臨時職員が比較的短時間の勤務であって、委託所は比較的フルタイムに近い労働時間になっているからなのか。

(市) 現状臨時職員、非常勤職員については、週30時間の勤務、正規職員については、週38.75時間である。委託所については、労働基準法の適用の範疇となるため、最大40時間までは勤務することが可能。委託所については、仕様書上で人数を規定するが、雇用形態、週の労働時間の違いから単純に雇用人数だけで職員が多い少ないは言えないものである。保育中の職員人数については条例に定めがあり、かつ、仕様書上で規定する人数を配置している現状から、市としては、必要十分の人数であると認識している。おおむね人工換算では同等である。

(学) 指導員の配置についての規制緩和(従うべき基準を参酌する基準へ)について、国が方針を示していると思うが、現状市としての見解を教えてください。

(市) 国の規制緩和については、本市の場合、父母会、学保連からの要望を受けて、有資格者を配置している経過もあり、現状、市としては条例・運営基準等の内容を変えていく考えは基本的にもっていない。ただし、有資格者の確保が難しくなっている状況もあり、過去には、委託事業者から、資格要件の緩和等について要望をいただいたこともある。また、本年3月議会に、本規制緩和に関する国への意見書の決議もなされているため、そうした経過も当然考慮した上で、市として必要な対応を考えていきたい。

(学) 武蔵小金井駅南口のタワーマンションが建設されれば、さらに大規模化に拍車がかかると思われる。職員の規制の箍を緩めれば、なし崩し的になってしまう懸念があると考えており、今後とも有資格者を配置することを要望する。

(市) 現在当タワーマンションの購入者に対して、保育や学童の利用希望アンケートをまちづくり推進課を通じて実施している。その結果を見て、次の計画に反映しなければならないと考えている。

③ プロポーザル募集要項及び仕様書について

(市) 平成30年度第10回の運営協議会でプロポーザル選考の募集要項等をお示ししたが、本日ご意見ご要望等があればお受けしたい。

【あかね学童】

(学) 業務概要9職員の資格等について、あかね第1～第5の合同保育を認めないという記載について父母会で意見が出たためお伝えする。メリットとしては、児童を良く知っている指導員に見てもらえるということ。個別の対応がスムーズに行われること。デメリットとしては、外遊び以外なくなってしまうのではないかという懸念と土曜日保育の際に施設間で受入人数に大きな開きが生じることで少ない施設の児童が不安になってしまうのではないかというもの。また、少ない人数でも各施設で2名ずつ職員を配置するとなると、職員確保の点から、平日にそのしわ寄せがくるのではないかといった懸念など意見があった。

(市) 合同保育に関する部分の記載に対する意見か。

(学) そのような意見である。

(市) あかね第4・第5学童については、80人規模の施設であることから、他の学童保育所と人数規模としては同等であり、委託料についても、1施設の単位として保育を完結できる規模であることを加味したものとなっているため、その点は考慮しなければならない。また、保護者目線であれば、保護者が複数の施設に顔を出さなければならず、指導員がすべての親の顔を覚えることができるのかという安全面からの懸念もある。

(市) 前回この部分の説明をしたときに、延長時間については、第1～第3、第4～第5と2つの施設に分かれてしまうが、やはり慣れ親しんだ施設に迎えに行くのがいいだろうということや、また、児童についても雨が降っている日などは移動も大変であるということから、この記載の意味をお伝えしたと思う。ここの記載については、延長保育時間に限っての合同保育を認めないことを記載しているものであって、日常保育、交流を目的とした保育まで禁止することを規定するものではないのでその点は理解してもらいたい。

(学) 日常の保育は合同で実施することは可能という理解か。

(市) 外遊び、イベントなどの合同保育は想定しているし、連携はしてもらいたい。

(学) 父母は土曜日の合同保育について懸念があるようだが。

(市) 保育時間中は、学童保育所の部屋ごとに2名の職員を配置することが条例で義務づけられており、土曜日についても同様である。合同保育というのはその原則の例外的措置で、市が安全面等から特別に認めているものである。このため、あかね第4・第5で保育する人数が少ないから、第1～第5を合同保育するというにはそもそもならないものである。

(市) 第1～第3、第4～第5は同じ事業者運営はお願いするが、日々の運営については施設長を配置し、その所のなかで保育が完結するということを目指してやっている。土曜日保育については、特に仕様書に定めていないのは、条例上の規定がそもそもあるためである。この文言については、取り去るのは難しいと考えているため、父母に理解いただけるように、市が意図している内容をあかね担当の協議会委員を通じて近日中にお知らせするので、その内容で理解いただくようお願いする。

(学) 承知した。

**【みどり学童】**

(学) みどり学童については、父母会に改めて確認し、近日中にご連絡する。

(市) 承知した。

**【まえはら学童】**

(学) まえはら学童は、募集要項等の内容については、市の案で進めてもらって問題ないと考えている。

(市) 承知した。

(市) 本日、内容についてはおおむね了解いただいたと理解する。5月には3施設を対象とした説明会を行う予定で進めている。説明会では、委託までの経過、再選定する理由、選考方法、スケジュール等を案内し、意見をいただく形を取る予定。5月末までに内部決裁、6月より募集開始で準備を進める。説明会については、あかね学童が5月15日、まえはら学童が5月16日、みどり学童が5月29日いずれも19時30分より行う。

(学) 承知した。

④ 学童保育所運営状況及び支援体制

事務局より「【資料31-03】学童保育所運営状況及び支援体制」について説明し、特段の質疑なし。

⑤ 新年度の運営状況について報告

市担当指導員より近況の報告。

⑥ 次回日程

次回は5月28日（火）で調整をお願いしたい。

5 閉会

それでは平成31年度第1回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。